

エクスカーション等コンテンツの紹介パンフレット（電子版）作成業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、茨城県MICE誘致推進協議会（以下「協議会」という。）が実施するエクスカーション等コンテンツの紹介パンフレット（電子版）作成業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

国際会議等の誘致にあたっては、コンベンション施設や宿泊施設のスペックだけでなく、観光地としての魅力も重要なポイントとなることから、国際会議等の主催者及びMICEを取り扱う旅行会社等に対し、会議前後のエクスカーション等に適した本県の代表的コンテンツをアピールするためのパンフレットを作成する。

(2) 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日～令和3年1月15日まで

4 見積限度額

1,188,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではない。

5 応募資格

次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条

第3号までに規定する者でないこと。

6 応募方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第1号）1部

イ 企画提案書（A4版を綴じたもの。様式は任意とする。）

提案書は正本（1部）、並びに正本と同内容で、氏名及び名称ほか企画提案者を特定または容易に推定できる情報、記号などが読み取れないよう、塗抹等により加工を施したもの（5部）をあわせて提出すること。

なお、仕様書に基づき、以下の内容を有する企画案とすること。

1 実施方針	
2 業務内容に関する提案	パンフレット制作のコンセプト
	当業務の企画・立案に関する考え方
	表紙デザイン、内容構成（ページ割）がわかるもの
3 実施体制（職員の配置や体制の考え方）	
4 業務工程表	
5 同種業務の実績	

ウ 経費積算書（様式第2号）1部

エ 資格要件に係る申立書（様式第3号）1部

オ 事業実績書（様式第4号）1部

カ 会社概要書（様式第5号）1部

(2) 提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 提出期限

令和2年10月30日（金） 午後5時まで（必着）

(4) 提出場所及び問合せ先

茨城県MICE誘致推進協議会事務局

（茨城県営業戦略部国際観光課 国際企画グループ内）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3632 F A X 029-301-3608

(5) 応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1法人につき1件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

7 質問の受付及び回答

本要領は仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和2年10月28日(水) 午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

次のFAX番号により事務局宛に提出するとともに、電話で送付確認を行うこと。

FAX 029-301-3608

(3) 提出書類

質問書(様式第8号)

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、FAXで回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

8 審査

(1) 審査方法

①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。

②プロポーザル審査委員会においては、6(1)の提出書類により審査する。(プレゼンテーションは実施しない。)

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
①理解度	業務の目的, 内容について十分に理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ, かつ, 説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性, 妥当性を伴っているか。
④効果性	本県への MICE 誘致推進に資する内容となっているか。
⑤確実性・安定性	事業の遂行にあたり確実な運営体制となっているか。
⑥見積り	見積りに対し効果的な内容となっているか。
⑦総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

9 受託候補者選定後の手続

- (1) 協議会は, 受託候補者から改めて見積書を提出させ, その内容を精査の上, 茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)等の関係法令の規定に準拠し, 随意契約による契約の手続を行う。
- (2) 協議会は, 最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い, 契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (3) 契約書の作成の際に必要な経費は, 全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は, 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約保証金 財務規則第138条第2項第6号の規定に基づき免除する。
- (3) 採用案を必要に応じ修正する場合がある。
- (4) 事業の成果は協議会に帰属する。